を尊重できる個人を育成する「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）[*8]」の推進が求められており，これは「キー・コンピテンシー」の養成にもつながるものである。

（社会性・規範意識等の育成）

○　また，いじめ等に起因して児童生徒が自ら命を絶つようなことはあってはならない。社会性や規範意識，生命の尊重，他者への思いやりなど，子どもの豊かな人間性を育んでいくことが必要である。

（学校内外の多様な環境からの学び）

○　もっとも，これらの能力や意欲，志，自己肯定感や社会性・規範意識などは，学校教育における学習を基礎としつつも，多様な人々との協働，異質な価値観・文化との接触，実生活上の成功体験・失敗体験など様々な体験においても育まれること等に留意すべきである。このため，学校教育内外において，生涯を通じてそのような体験が得られるような機会や仕組みを意識的に設ける必要がある。

○　したがって，本計画においては，上記を踏まえた学習活動が可能となるよう，教育体系全体（学校段階間や職業との接続など），教育内容・方法（課題探求型，協働型・双方向型の学習など），人的条件（教員の資質向上・確保と合わせ様々な外部人材との協働），物的条件（新たな学びに対応した施設・設備等），管理運営（コミュニティにおける参画・協働など現場の創意工夫を促す学校マネジメントや教育行政体制，教育の質の保証を図るための仕組みの構築など）といった各学習機会における教育諸条件の向上，社会全般にわたる意識向上に向けた取組を総合的に展開する。

（初等中等教育段階修了までに身につける力とその方策）

○　新学習指導要領の目指す「生きる力」は，生涯にわたる学習の基礎となり，あらゆる人々に共通して求められるものである[*9]。一方で，前述のとおり，その育成に向けては様々な課題が存在している。小学校就学前の教育，義務教育段階，高等学校段階において，学校と家庭や地域社会との連携・協力を推進し，教育内容・方法，教育環境，教育システムの改善を図るとともに，客観的なデータに基づいた検証改善（ＰＤＣＡサイクルの確立）を行うなど各種方策を通じて，全ての児童生徒に「生きる力」を確実に育成することを目指す。

○　高等学校段階にあっては，進学率が９８％に達し，国民的な教育機関となっており，個々の生徒の能力・適性・進路等に応じた高等学校教育の改善・

---

*8 ＜持続可能な開発のための教育／ Education for Sustainable Development（ＥＳＤ）＞
持続可能な社会の担い手を育むための教育であり，国際理解，環境，多文化共生，人権，平和，防災等，個別分野に関する教育を，持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念である。２００２年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」において，我が国は「持続可能な開発のための教育の１０年」(以下，「ＥＳＤの１０年」という。)を提案した。２００２年の第５７回国連総会では，２００５年からの１０年間を「ＥＳＤの１０年」とすることが決議されるとともに，ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が主導機関として指名されている。

*9 ＜新学習指導要領の目指す「生きる力」＞
例えば，学習指導要領等において，①基礎的な知識・技能，②これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力，③主体的に学習に取り組む態度を重要な要素とした「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」の教育内容を具体化。
新学習指導要領は小学校：平成２３年度，中学校：平成２４年度から全面実施。

充実や，生徒自ら学習の到達度を適切に把握できる仕組みの検討など，高等学校教育の質の保証のための取組を推進する。また，実践的な職業教育等を通じ，多様な若者の自立を支える高等専修学校についても，教育の質保証・向上のための取組を推進する。

（高等教育段階修了までに身に付ける力とその方策）

○　大学等の教育については，改善のための様々な工夫が進展しているものの，必ずしも全ての大学等が社会から求められる役割の変化に対応し学生や国民の期待に応えて十分な成果を出していない，主体的な学びに欠かすことができない学生の学修時間が少ないなど，厳しい評価や調査結果が示されている状態にある。

○　予測困難な時代にあって，高等教育段階においては，「生きる力」の基礎に立ち，①「答えのない問題」を発見してその原因について考え，最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力，②実習や体験活動などを伴う質の高い効果的な教育によって，知的な基礎に裏付けられた技術や技能などを身に付けていくことが求められている。③さらに，グローバル化が進行する産業社会においては，英語や情報活用能力も不可欠なものとなりつつある。

○　このため，各大学等の方針・役割が多様化している点に留意しつつも，「質を伴った学修時間の実質的な増加・確保」を始点とした大学教育の質的転換に向けた各大学の自主的かつ積極的な取組の促進，大学等の教育の質の保証・向上を図るための条件整備を行うこととする。

（多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備）

○　昨今の雇用・労働をめぐる環境の変化や労働市場の流動性などを踏まえれば，個々人が，自らの希望する多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付け，能力の向上や職業の選択・変更が可能となるような柔軟な学習環境の整備が必要である。

○　このため，高等学校，大学・短期大学，高等専門学校，専修学校等が多様化・個性化している現状や，上級学校や各職業分野との円滑な接続にも留意しつつ，実践的な職業教育の意義を積極的に捉え，その体系を明確にしながら，各学校段階における職業教育を充実する。併せて，職業生活への移行後においても，必要な知識・技能を継続的に身に付けられるようにするための取組を行う。